

■意見の概要及び広域連合の考え方

No.	記述・関連箇所	意見の概要	修正の有 無	広域連合の考え方
1	<p>(P 47)</p> <p>第3 目標達成に向けた事業計画</p> <p>2 広域連合において取り組む保健事業</p> <p>(2) 歯科健康診査事業【新規事業】</p>	<p>歯科健康診査の対象者を限定する合理的な理由はあるのか。</p> <p>高齢期は様々な口腔保健リスクが高まる時期であるため、口腔機能の低下や疾病を予防し、心身機能の低下を防止することを目的とするならば、5年に1回の受診では、目標の達成は不可能である。</p> <p>一般健診と同様、年1回の実施とするか、特に対象年齢を限定せず、各市町村が主体性をもって実施できるようにすべきだ。</p>	有	<p>75歳については、初めて後期高齢者に達した方から口腔機能の状態を把握していただきたいため対象としました。</p> <p>80歳については、平成元年から厚生労働省と日本歯科医師会が推進している「8020運動」との連携を図るほか、国の健康増進事業実施要領で歯周疾患健診の対象者を40歳、50歳、60歳及び70歳と10年を節目としているため、80歳を対象としました。</p> <p>また、診療機会の少ない在宅高齢者の診療機会を増やすため、新たに在宅訪問歯科健康診査を実施する予定です。</p> <p>今後、事業評価を行う中で、市町村と調整・連携を図りながら、より効果的かつ効率的な事業推進に取り組んでいきます。</p> <p><記載を次のように修正します></p> <p>(P 50)</p> <p>長寿・健康増進事業【継続事業】</p> <p>ア 目的</p> <p><u>後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第9号に規定する長寿・健康増進事業を活用し、被保険者の健康増進を図ることを目的として実施します。</u></p> <p>イ 事業概要</p> <p><u>国が定める交付基準に基づいた健康増進事業を、広域連合において実施するとともに、市町村が実施する健康増進事業に対する費用助成を行います。</u></p> <p>ウ 今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅要介護者等への訪問歯科健診 ・運動・健康施設等の利用助成 ・人間ドック等の費用助成 ・その他、被保険者の健康増進に必要と認められる事業

(参考)

■医療懇談会における意見の概要及び広域連合の考え方

No.	記述・関連箇所	意見の概要	修正の有 無	広域連合の考え方
1	(P 4 5) 第3 目標達成に向けた事業計画 1 目標達成に向けた取り組み	市町村との連携とあるが、被用者保険の保険者や職能団体も市町村と同様に連携してほしい。	有	市町村や新潟県、新潟県国民健康保険団体連合会などのほか、現役世代が加入する被用者保険などとの連携による取り組みを進めていくこととをはっきりと明示します。 <記載を次のように修正します> (P 4 5) (3) その他関係機関の連携による取り組み ④被用者保険の保険者等との連携による取り組み